

凡	例
---	---

	立 入 禁 止 区 域	色 別・区 域	期 間
1	鳥獣保護区・休養区	(紫色) 	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林 等、軍用等が立入禁止となる場所	(青色) 	通 年
3	熊害（立木、産物等）、伐採跡 跡地（樹木生着、造林、治山、林道等） 誘引帯（河川等、河川敷、河川管理 用道路等）	(大きい黒色) 	PT.7.11.15 ～ R8.3.31
4	地元自治体が有価無償管理を実施するた め一時立ち入り禁止とする区域	(赤色) 	PT.7.11.15 ～ R.8.31

※有価無償、無償と無償等が立入禁止区域で作業等を行っている場合は、該
区域は一律へんがし禁止とする。

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。

